

第6回亘理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和3年6月29日(火) 午後1時30分から午後2時51分

2. 会議の場所 亘理町役場2階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員(12名)

1番	加藤正純	2番	鈴木周吾	3番	遠藤圭一
4番	渡邊喜徳	5番	日下昭一	8番	齋藤桂子
9番	丸子清	10番	菊池淑郎	11番	安住郁子
12番	齋精一	14番	片平洋之	15番	伊藤富敏

(2) 農地利用最適化推進委員(14名)

16番	古山真	17番	菊地英一	18番	太田匡美
19番	齋藤幸一	20番	大槻久美子	21番	長田邦雄
22番	新田育男	23番	結城美智子	24番	棟形和徳
25番	南條栄一	26番	東條茂	27番	小野忠良
28番	鈴木茂利	29番	末木清一		

4. 欠席者

(1) 農業委員(3名)

6番 佐藤利洋、7番 安住政男、13番 浅川文義

(2) 農地利用最適化推進委員(1名)

30番 千葉義昭

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第4 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第5 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第6 第5号議案 非農地証明願いについて

日程第7 第6号議案 令和3年度第3号亘理町農用地利用集積計画(案)

について

日程第8 第7号議案 「令和3年度亘理町農業委員会活動計画」(案)及び
「令和2年度亘理町農業委員会活動の点検・評価」(案)
について

6. 事務局

事務局長 山田勝徳、庶務班長 浅井由紀枝、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それでは、ただいまより第6回亘理町農業委員会総会を開会いたします。室内は蒸し暑いのでクールビズ期間でもありますので上着を脱いでいただいで結構です。まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 経過報告については、お手元に配布した経過報告書のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 次回の総会までの日程については、7月20日に亘理と逢隈で地区委員会、7月21日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は7月29日の予定でございますので、よろしく申し上げます。なお、本日の欠席者については、6番、佐藤利洋委員、7番、安住政男委員、30番、千葉義昭推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亘理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、11番、安住郁子委員、12番、齋 精一委員を指名いたします。

日程第2。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。

2番 (順位1番から順位3番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。ご質問、

ご意見はございませんか。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

(発言なし)

議 長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の案件について採決いたします。なお、順位1番から順位3番は関連しますので、一括して採決することでよろしいかお諮りします。順位1番から順位3番について一括して採決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 異議ないものと認め、一括して採決することといたします。順位1番から順位3番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番から順位3番については、許可することに決定します。以上で第1号議案の審議を終了いたします。

日程第3、第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書の審議についてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。

2 番 (順位1番から順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書関係の案件について採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位2番の採決を行います。順位2番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位2番については、許可相当とすることに決定します。以上で第2号議案の審議を終了いたします。

日程第4、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決することといたします。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。

2 番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)
高橋主事 介在畑について説明します。介在畑あるいは介在田とは、農地転用許可済みの農地ですが、計画通りの事業ができずに農地のままになっているものです。いずれ宅地または雑種地となることが見込まれることから、課税上は介在畑として区分しています。現況は田畑ではありますが、以前転用許可があったことを示すためこのような表記としたものです。

議 長 ありがとうございます。第3議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。以上で第3号議案の審議を終了いたします。日程第5、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。

2 番 (順位1番から順位3番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10 番 (順位4番から順位9番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員会より説明をお願いします。

14 番 (順位10番から順位11番について議案書朗読及び補足説明)
議 長 ありがとうございます。第4号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

高橋主事 一部わかりづらい表示がありましたので補足説明します。順位 6 番については、隣接する既存の住宅のための通路になります。共有地となるもので、(順位 5 番の譲受人)には売却ですが、(隣接宅地の所有者)には贈与となります。順位 7 番から順位 9 番については、三門山に登る道路が被災したのでその復旧工事に係るものです。順位 9 番の面積については、筆界未定地があるため、筆ごとの面積内訳を表示できず、2 筆合わせた面積の内、一時転用する面積として表示しました。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

1 7 番 順位 1 1 番について、転用面積を 3, 0 9 7 m²の内 7. 8 1 m²として
いるのはどういうことでしょうか。

高橋主事 営農型太陽光発電の場合、パネル下の農地は営農できます。そのため、
転用面積は、パネル支柱の面積の合計を一時転用面積としています。
1 7 番 作物は何ですか。

高橋主事 ヨモギです。

議 長 よろしいでしょうか。

1 7 番 はい。

議 長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第 4 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請関係の案件
について採決いたします。まず、順位 1 番の採決を行います。順位 1
番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 1 番については、許可相当と
することに決定します。

次に、順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可相当とする
事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 2 番については、許可相当と
することに決定します。

次に、順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可相当とする
事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 3 番については、許可相当と

することに決定します。

次に、順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 4 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 5 番の採決を行います。順位 5 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 5 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 6 番の採決を行います。順位 6 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 6 番については、許可相当とすることに決定します。

次の順位 7 番から順位 9 番については関連しますので、一括して採決することによろしいか伺います。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、第 4 号議案の順位 7 番から順位 9 番については、一括して採決することといたします。順位 7 番から順位 9 番について許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 7 番から順位 9 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 10 番の採決を行います。順位 10 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 10 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 11 番の採決を行います。順位 11 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第4号議案の順位11番については、許可相当とすることに決定します。以上で第4号議案の審議を終了いたします。日程第6、第5号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明をいただき、採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第5号議案について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、第5号議案、非農地証明願いについて、採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第5号議案の順位1番については、承認することに決定いたします。以上で第5号議案の審議を終了します。日程第7、第6号議案、令和3年度第3号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議 長 第6号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決に移ります。第6号議案、令和3年度第3号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第6号議案、令和3年度第3号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。日程第8、第7号議案、「令和3年度亘理町農業委員会活動計画」(案)及び「令和2年度亘理町農業委員会活動の点検・評価」(案)についてを議題とします。事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読及び資料各項目について説明)

議 長 第7号議案について説明が終わりました。ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決に移ります。第7号議案、「令和3年度亙理町農業委員会活動計画」(案)及び「令和2年度亙理町農業委員会活動の点検・評価」(案)については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第7号議案、「令和3年度亙理町農業委員会活動計画」(案)及び「令和2年度亙理町農業委員会活動の点検・評価」(案)については、原案どおり承認する事に決定いたします。以上で議案審議は終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から報告事項1件、事務連絡が4件ございます。

以下、事務局より農業経営改善認定農家についての報告及び事務連絡の終了後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時51分